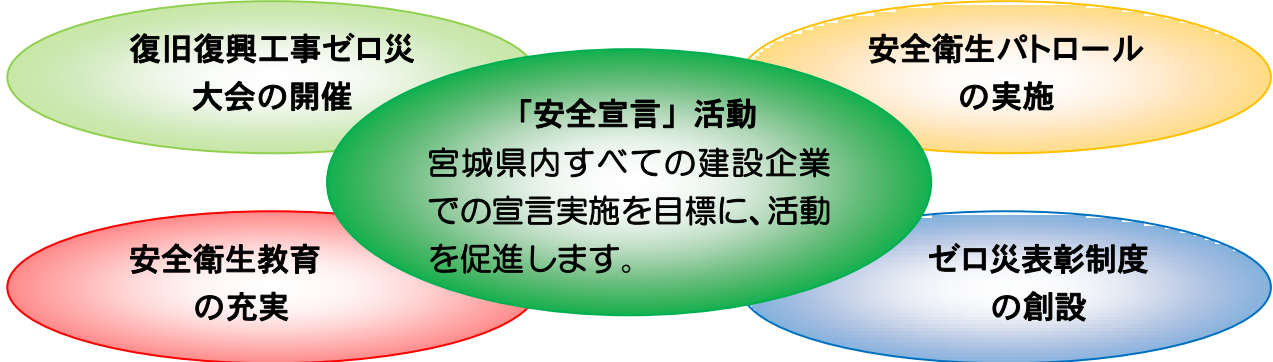


# 復旧・復興工事ゼロ災広報 (No.1)

～ルールを守って復旧・復興 絆で広げるゼロ災害～

「みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動」(第2次期間) 展開中!!

## 主な取り組み



本運動の実施要綱や関係資料等については、宮城労働局ホームページをご覧ください。  
[アドレス : <http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>]

## 「復旧・復興工事ゼロ災の日」(石巻署管内)

石巻労働基準監督署においては、みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動の取り組みの一環として、東日本大震災の月命日である毎月11日を「復旧・復興工事ゼロ災の日」と定め、災害防止活動を展開するとことしました。

### 【建設店社・建設現場での実施事項】

- 経営者による現場安全パトロールの実施。
- 現場内の安全点検、一斉清掃等による安全な作業環境の整備。
- 安全大会の開催など、安全意識高揚を図る取り組み。

※各社、各現場の実態に応じた工夫を凝らした災害防止活動の展開をお願いします。



## 平成25年7月1日から、鉄骨切断機等も規制対象となります

これまで安衛法令上の規制対象外であった、鉄骨裁断機、コンクリート圧碎機、解体用つかみ機が、車両系建設機械の解体用機械として、規制対象となります。

## 改正のポイント(抜粋)

### 構造関係

ヘッドガードの具備、シートベルトの着用、  
運転室のない解体用機械の使用禁止。など

### 使用関係

作業計画の作成、用途外使用の禁止、定期  
自主検査の実施、立入禁止等。など

### 運転業務

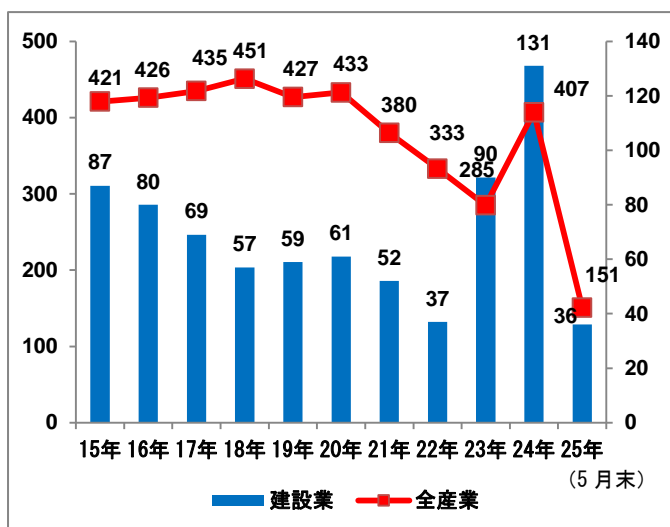
技能講習の実施(3トン以上)  
特別教育の実施(3トン未満)

※解体用機械の運転に当たっては、平成25年7月1日以降に実施される、技能講習または特別教育を受講するか、平成27年6月30日までに実施される特別講習を受講する必要があります。

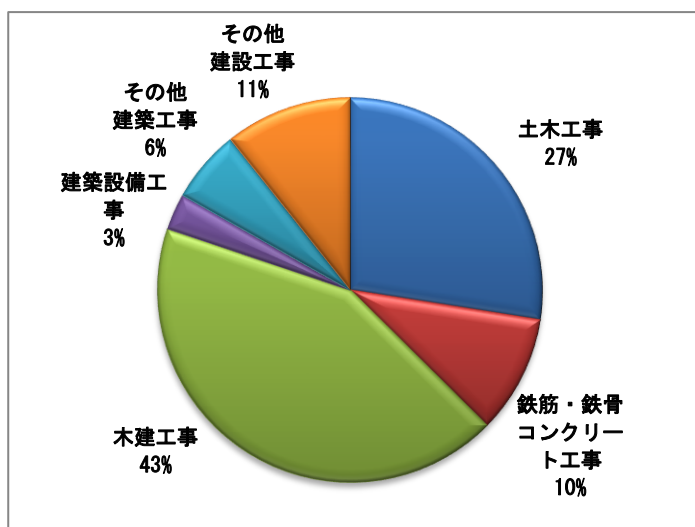
※詳細は、石巻労働基準監督署安全衛生課(0225-22-3365)に問い合わせください。

## 建設業における労働災害発生状況

《労働災害の推移》〔グラフ1〕



《工種別の災害発生割合（平成24年）》〔グラフ2〕



- 【全産業】管内の災害件数は、減少傾向で推移し、平成23年は過去最少の285件となったが、平成24年は大幅な増加となっている。〔グラフ1〕
- 【建設業】災害件数は減少傾向で推移し、平成22年に過去最少の37件となったものの、東日本大震災以降2年連続で大幅増加となっている。〔グラフ1〕
- 【鋼種別】木建工事が建設業全体の43%、土木工事が27%と高い割合を占めている。〔グラフ2〕



## 建設現場での労務・安全管理の徹底をお願いします

東日本大震災以降、県内外の多くの事業者と労働者が当署管内で復旧・復興工事に携わっているなか、数次の請負関係に起因する事業者間の請負代金の不払いや、労使間の賃金不払いなど、数多くの問題が発生しています。

また、労働災害についても大幅に増加しており、高所からの墜落転落災害、重機の転落災害が多発しているほか、労災かくし事案も後を絶たない状況となっています。

こうした状況を踏まえ、元方事業者（元請）は関係請負人に対する指導義務が課せられていることから、各工事現場においては以下の事項の対応をお願いします。

### 現場での対応事項

- 数次の請負関係の場合には、それぞれの請負契約を確認してください。
- 単純労働の労務提供のみを行う事業者等に、その一部を請け負わせないでください。（建設業への労働者派遣は禁止されています）
- 仕事の全部を一括して請け負わせないでください。
- 新たに雇い入れられた労働者が賃金額等の労働条件について、書面で明示されているか確認してください。（雇入れ通知書の交付）
- 地震、強風・暴風、大雨の際には避難、作業の中止、点検を徹底してください。
- 足場の設置等による作業床の確保、開口部等についての囲い、手すりの設置等、安全帯の使用等、高所作業における墜落防止対策を徹底してください。
- 建設機械、移動式クレーン等を使用する際は、必ず作業計画を作成してください。
- 労災かくしは犯罪であることを周知徹底してください。



## 現場における取り組み事例の紹介（当署管内の事例です！！）

### 「午後1時～ストレッチ運動」の取り組み

#### ■ 午後1時（休憩後）～ 作業員全員でストレッチ運動

##### ○ ストレッチ運動のメニュー

- ① 屈伸、② 伸脚、③ 手首・足首回し、④ 首回し、
- ⑤ 肩回し、⑥ 前屈、⑦ 肩伸ばし、⑧ 肩後ろ伸ばし、
- ⑨ 肩入れ、⑩ 深呼吸 など



ストレッチの様子！

##### 【現場の声】

『午後1時～ストレッチ運動』を新たに行い、疲労の回復と頭のリフレッシュに効果的で、不安全行動が減ったとの声のほか、次のような声が現場から寄せられました。

- 職場での人間関係がよくなければ、能力を発揮して仕事できませんし、労働災害の防止に必要な業者間・作業員間の意思疎通が図れなくなります。作業員全員で新たに『午後1時～ストレッチ運動』に取り組むことで、作業員の身体の状態を見て声を掛け合う機会が増えました。現場のコミュニケーションが増え、今までより職場の仲間のことが理解でき、仲もよくなりました。職場の仲間と仲よくなるということは、職場とその仲間に愛情を持って接することであり、不安全行動を是正するよう注意・指導した際の『恨まれる』『人間関係が悪くなる』との考えを捨てて、その人ために躊躇なく『安全な作業』を求められるようになりました。
- 職場の中で人は、仲間の一員として活動したいと思っているほか、一員として認められたい『重要度』とも言える欲求を強く持っていると思います。『壇上でのストレッチ』を行い、一人ひとりの作業員が自分の動きに合わせてくれているのを見て、『重要度』を感じました。『午後1時～ストレッチ運動』は、もともとは不安全行動をなくすための取組でしたが、『壇上でのストレッチ』で自分の『重要度』を感じ、安全に対するやる気、仕事に対する誇りと喜びやプロ意識が上がりました。

### 重機からの墜落防止対策

#### 重機上部旋回体からの墜落防止対策

給油やメンテナンス等で頻繁に上がる旋回体上部に鋼製の手すりを設置した事例。



### 熱中症対策

作業場の見やすい個所に、温度計（WBGT 測定器）、熱中症早見表、給水の頻度等を設置した事例。



## 建設事業無災害表彰制度のご案内

建設工事において全工期を通じ、業務上の災害が発生しなかった事業場に対して、厚生労働省労働基準局長名の無災害記録証を授与しております。以下の要件に該当する工事があった際は労働基準監督署長を経由して、宮城労働局長あてに申請してください。

※無災害記録証は、監督署長および労働局長の審査を経て授与されることになります。

### 表彰要件

- ① 全工期を通じて休業1日以上災害が発生していないこと。
- ② 労働者災害補償保険の保険料（概算又は確定）の額が160万円以上の建設工事。

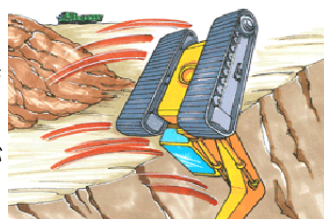




## 車両系建設機械（クレーン機能付き）の転倒災害が多発しています！！

### 災害事例

- ① がれき仮置き場において、移動中の車両系建設機械が路肩の一部が崩れたためバランスを崩し転倒。
- ② 車両系建設機械をトレーラーから降ろしたところ、凍結した路面で車両系建設機械が滑り転倒。
- ③ 車両系建設機械で生コンホッパーを吊って旋回したところ、バランスを崩し橋から転落。
- ④ 車両系建設機械のアタッチメントを交換した機械（ニブラ）で鉄筋屑カゴを掴んで旋回したところ、バランスを崩し転倒。
- ⑤ 掘削土上にいた車両系建設機械がスロープに降りようとしたところ、路肩の一部が崩れてバランスを崩し転倒。



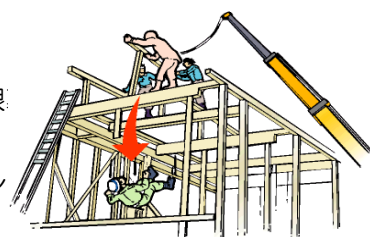
### 対策の例

- ① 安全に十分配慮した**作業計画**をあらかじめ策定して、同計画に則って作業を行うこと。
- ② 崩壊等の危険がなく十分な広さがある**安全な設置場所及び運行経路等**を確保すること。
- ③ **積卸は平たんで堅固な場所**で行い、道板を使用するときは**十分な長さ・幅の道板**を用い、適当な**勾配で確実に取り付ける**こと。
- ④ クレーン機能付き車両系建設機械をクレーンとして使用するときは、必ず**スイッチをクレーンに切り替えて行う**こと。同重機等の運転者に対して転倒や労働者との接触災害を防止するために**適切な教育**を行うこと。

## 木造家屋建築工事現場での墜落災害が多発しています！！

### 災害事例

- ① 屋根の下地合板張り作業中、切りくずによって足元が滑り、軒先より約 3.5m 下に転落した。
- ② 新築工事現場において、足場に乗って資材を運んでいたとき、約 4m の高さから転落した。
- ③ 屋根瓦の葺き替え作業中、雨が降ってきたため片付けをしていたところ足を滑らせ、足場の手すりと作業床の間から約 5m 下へ転落した。
- ④ リフォーム工事において、屋根裏の廃材を撤去しようと屋根裏を移動中、屋根材として使用されて歌ベニヤ版を踏み抜き約 2.5m の高さから転落した。
- ⑤ はしごを使用し壁の上部に釘を打とうと重心を移動したとき、バランスを崩しはしごと共に転落した。



### 対策の例

- ① 作業の方法及び順序等が示された**作業計画**を作成し、その作業計画に従って作業を行うこと。
- ② 高さが 2メートル以上の箇所では作業を行う場合は、労働安全衛生規則（以下「**安衛則**」という。）に基づき、『**作業床**』を設け、かつ作業床の端、開口部等には手すり等を設けること。なお、これらの設置が困難な場合は、『**安全ネット**』の設置、『**安全帯**』の使用等の措置を確実に講ずること。
- ③ 足場は、安衛則に基づき、墜落防止措置及び物体の落下防止措置を講ずること。
- ④ 『**木造建築物の組立て等各種作業主任者**』、『**足場の組立て等作業主任者**』など作業に必要な作業主任者を選任し、職務を遂行させ、労働者の墜落による危険を防止するための措置を講ずること。
- ⑤ 移動式はしごについては、安衛則に基づき、十分な幅を有する丈夫なものとし、滑り止め装置を取り付ける等転倒を防止するために必要な措置を講ずること。